

議案

第8号議案

京都府教職員互助組合に関する規則の一部改正について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月11日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、臨時の任用職員は、「常時勤務を要する職に就く職員」として位置付けられ、地方公務員等共済組合法の規定により、任用の日から公立学校共済組合の資格を取得することとなることから、全ての臨時の任用職員が、一般社団法人京都府教職員互助組合に加入できるようにするため、京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府教育委員会規則第2号）について、所要の改正を行うものである。

京都府教職員互助組合に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、臨時の任用職員は、「常時勤務を要する職に就く職員」として位置付けられ、地方公務員等共済組合法の規定により、任用の日から公立学校共済組合の資格を取得することとなることから、全ての臨時の任用職員が、一般社団法人京都府教職員互助組合に加入できるようにするため、京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府教育委員会規則第2号）について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

互助組合は臨時の任用職員を含む「常時勤務に服することを要する職にある者」で構成するものとする規定に改正する。

3 施行期日

令和2年4月1日

京都府教職員互助組合に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和2年●月●日

京都府教育委員会

教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第●号

京都府教職員互助組合に関する規則の
一部を改正する規則

京都府教職員互助組合に関する規則(昭和
26年京都府教育委員会規則第2号)の一部を
次のように改正する。

第2条中「次に掲げる者以外の」を「常時
勤務に服することを要する職にある」に改め
、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行す
る。

京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府教育委員会規則第2号）新旧対照表（案）

現 行	改 正 案	備 考
第1条 本府公立学校教職員等は、互助共済及び福利増進のため、京都府教職員互助組合（以下「組合」という。）を組織することができる。	第1条 本府公立学校教職員等は、互助共済及び福利増進のため、京都府教職員互助組合（以下「組合」という。）を組織することができる。 （第2条関係）	
第2条 前条の規定により設立される組合は、次に掲げる者で構成するものとする。 (1) 臨時的に任用された者（公立学校共済組合京都支部に加入している者を除く。） (2) 常時勤務に服しない者	第2条 前条の規定により設立される組合は、常時勤務に服することを要する者で構成するものとする。 （削る） （削る）	<p>（*1）施行（令和2年4月1日）後、「常時勤務に服することを要する職員は、改正法臨時的任用職員は、改正法（*1）施行（令和2年4月1日）後、「常時勤務に服することを要する職員」として位置付けられ、地共済法に規定する「職員」となることから、任用の日から公立学校共済組合員の資格を得ることとなるため所要の改正を行うもの。</p> <p>（*2）する「職員」となることから、任用の日から公立学校共済組合員の資格を得ることとなるため所要の改正を行うもの。</p> <p>*1 地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）</p> <p>*2 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1号</p>
第3条 組合は、組合員及びその扶養家族の福利、厚生及び医療に関する資金の貸付を行ふほか、第1条の目的を達成するため、次の施設を運営することができる。 (1) 健康診断並びに疾病及び負傷の予防治療に関する施設 (2) 保養に関する施設 (3) 物資の購入又は頒布に関する施設 (4) そのほか福利増進に関する施設	第3条 組合は、組合員及びその扶養家族の福利、厚生及び医療に関する資金の貸付を行ふほか、第1条の目的を達成するため、次の施設を運営することとする。 （1）健康診断並びに疾病及び負傷の予防治療に関する施設 （2）保養に関する施設 （3）物資の購入又は頒布に関する施設 （4）そのほか福利増進に関する施設	
第4条 前条に規定する円滑な運営を図るため、京都府教育委員会（以下「委員会」という。）は、毎年度予算の範囲内で組合員の掛金総額の3倍以内の額を補助する。	第4条 前条に規定する円滑な運営を図るため、京都府教育委員会（以下「委員会」という。）は、毎年度予算の提出を求めることがあります。	第5条 委員会は、事業報告書、決算報告書及び予算書の提出を求めることがあります。
第5条 委員会は、事業報告書、決算報告書及び予算書の提出を求めることがあります。	第6条 委員会は、必要があるときは、組合の業務に関する報告を求めることがあります。	第6条 委員会は、必要があるときは、組合の業務に関する報告を求めることがあります。

京都府教職員互助組合に関する規則改正に係る府教職員互助組合構成員新旧対照表

現 行		改 正 後	
職員種別	共済加入	職員種別	教職員互助組合構成員 (規則改正案第2条該当者)
		正規教職員	公立学 校共済 組合員
			教職員互助組合構成員 (規則改正案第2条該當者)
		正規教職員	公立学 校共済 組合員
臨時的に任用さ れた者		教職員互助組合構成員 (規則第2条第1号かつこ書き該当者)	教職員互助組合構成員 (規則改正案第2条該當者)
臨時的に任用さ れた者		教職員互助組合構成員 (現規則第2条第1号該当者)	教職員互助組合非構成員 (規則改正案第2条第2号該當者)
常時勤務に服 しない者		教職員互助組合非構成員 (現規則第2条第2号該當者)	教職員互助組合非構成員 (規則改正案第2条非該當者)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

1. 地方公務員法の一部改正 【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（⑦45.6万人→⑧49.8万人→⑨59.9万人→⑩64.5万人）しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

(1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

(2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

2. 地方自治法の一部改正 【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

【施行期日】 平成32年4月1日

〈抜粋〉

事務連絡
平成30年3月27日

各都道府県人事担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市人事担当課

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課
総務省自治行政局公務員部給与能率推進室
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員共済、公務災害補償及び
退職手当の取扱いについて

平素より地方公務員行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の運用上の留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を定め、平成29年8月23日付け總行公第102号・總行給第39号・總行女第24号・總行福第191号・總行安第38号によりお知らせしたところですが、会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員共済、公務災害補償及び退職手当の取扱いについては、下記のとおりとする方向で検討しておりますのでご承知おきください。なお、参考として別添のとおり質疑応答を添付しております。

下記内容については、今後のマニュアルの改訂において反映する方向で検討しておりますので、貴課におかれでは、下記内容を参照のうえ、平成32年4月1日の施行に向けて遗漏のないよう準備等をお願いします。

各都道府県市区町村担当課におかれでは、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、各市区町村（指定都市を除く。）からの問い合わせについては、各都道府県市区町村担当課を通じて行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 地方公務員共済制度

(1) 対象となる者

以下の者については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）が適用される。

①臨時の任用職員

臨時の任用職員については、改正法施行後「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられ、地共済法第2条第1号に規定する「職員」となることから、任用の日から同法が適用される。

■関係法令

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員（（～中略～）及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）

（職員）

第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者とする。

- 五 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

○地方公務員等共済組合法運用方針（昭三七・一〇・三　自治甲公一〇）

第二条関係

施行令第二条第五号

- 一 第二条第五号に規定する「常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が、十二月を超えるに至つた者とする。

＜抜粋＞

一般社団法人 京都府教職員互助組合 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都府教職員互助組合と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、職員の共済制度に関する条例（昭和29年京都府条例第2号）及び京都府教職員互助組合に関する規則（昭和26年京都府教育委員会規則第2号、以下「府規則」という。）にもとづき組合員の相互共済による給付事業及び福祉事業を行い、もって組合員並びにその家族の生活の安定と福祉の増進を図り、本府教育文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 納付事業

ア 短期給付事業[地方公務員等共済組合法第53条（昭和37年法律152号）に掲げる短期給付に類する事業] 組合員の傷病、死亡、休職、災害及び被扶養者の傷病、死亡に対する給付

イ その他の給付事業・補助事業

(2) 福祉厚生事業

ア 組合員の生活資金の立替及び貸付

イ 組合員の需要する物資等の斡旋及び保険に関する団体取扱い

ウ 組合員の慰安、娯楽、その他厚生に関する事業

エ 労働金庫の利用

(3) 組合員の退職後の給付・福祉厚生に関する事業

(4) 本府教育文化及び地域文化の振興に関する事業

(5) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 組合員

(組合員の資格及び加入)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、組合員となることができる。

(1) 公立学校共済組合京都支部に加入する組合員である教職員

(2) 京都府から給与を受ける公立学校教職員及び教育関係職員

(3) 京都市から給与を受ける公立学校教職員及び教育関係職員

(4) この法人の常勤の役職員

(5) その他、前各号に準ずるものとして理事会において認められたもの

2 組合員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならぬ。

(組合員の権利及び義務)

第6条 組合員は次の権利を有する。

(1) 組合員の給付、立替及び貸付を受ける権利

(2) この組合の施設を利用する権利

(3) 第15条に定める代議員となる権利及び代議員を選出する権利

(4) その他、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に定める社員と同等の次に掲げる権利

ア 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

イ 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

ウ 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

エ 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

オ 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書の閲覧等）

カ 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

○職員の共済制度に関する条例

昭和29年3月22日

京都府条例第2号

職員の共済制度に関する条例をここに公布する。

職員の共済制度に関する条例

第1条 職員は、この条例の定めるところにより相互共済及び福利増進を目的とする共済団体（以下「団体」という。）を組織することができる。

第2条 この条例で「職員」とは、次に掲げるものをいう。ただし、常時勤務に服しない者を除く。

- (1) 府から給与を受ける者
- (2) 前号のほか知事が指定する者

（平12条例2・一部改正）

第3条 団体は、職員の福利厚生、医療等に関する慶弔金又は見舞金の贈与、資金の貸付及び施設の経営等の共済事業を行う。

第4条 団体の経費は、職員の掛金及び府の補助金で運営する。

第5条 団体の業務は、知事又は教育委員会が監督する。

第6条 知事又は教育委員会は職員をして団体の業務に従事させることができる。

第7条 この条例に規定するものの外団体の組織、運営その他必要な事項は、知事及び教育委員会が協議してそれぞれ定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。